

南知多中学校開校記念式典 実施計画（案）

南知多町教育委員会

R5. 1. 18 版

1 目的

- ・南知多町立南知多中学校の開校を祝い、決意を新たにする。

2 日時

令和5年4月5日（水） 9：00～9：40 ※入学式前々日（式準備の前）

3 場所

南知多中学校 体育館

4 参加者

(1) 学校

- ・南知多中学校 生徒（新2～3年生）、職員

(2) 来賓

- ・県議会（森下議員）
- ・町議会（議員全員：12名）
- ・区長（4名）→区長代表1名
- ・PTA代表（役員4名）→4中会長

(3) 主催（町・町教委）

- ・町長、教育長、教育委員（全員）、教育部長、学校教育課職員

※保護者、地域の方等にはオンライン配信を行う。

5 内容

進行：教育部長

- ① 開式の言葉
- ② 国歌斉唱
- ③ 開校宣言 (教育長)
- ④ あいさつ (町長)
- ⑤ お祝いの言葉 (来賓代表：県議、町議長)
- ⑥ 校長紹介 (教育長)
- ⑦ 校旗（レプリカ）授与 (教育長 → 校長、代表生徒)
- ⑧ あいさつ・教職員紹介 (校長)
- ⑨ 誓いの言葉 (生徒代表)
- ⑩ 出発の歌「地球星歌」 (参加生徒全員)
- ⑪ 閉式の言葉

6 前日・当日の日程

【前日：4月4日（火）】

- | | |
|-------|---|
| 13:30 | 学校教育課職員 役場発（1-1、1-8号車） |
| 14:00 | 式場準備 （学校教育課・社会教育課・給食センター） <ul style="list-style-type: none">・式場内準備・式場外案内準備・駐車場準備 |
| 15:30 | 式場確認（教育長） <ul style="list-style-type: none">・可能な時間帯に校長、教頭も確認 |

【当日：4月5日（水）】

- | | |
|--------|--|
| 7:30 | 職員集合（学校教育課）（1-1、1-8号車） <ul style="list-style-type: none">・体育館に集合、打ち合わせ |
| 8:05頃 | スクールバス到着 |
| 8:20 | 生徒登校（教室着） <ul style="list-style-type: none">・旧中学校ごとで出席確認（クラス発表は7日）・健康観察、日程確認 等・歌練習・トイレをすませる |
| 8:45 | 生徒移動開始 |
| 8:55 | 生徒入場完了 |
| (8:57) | 来賓入場) ←来賓接待なし、直接受付・入場 |
| 9:00 | 開式 |
| 9:40 | 閉式 <ul style="list-style-type: none">・来賓見送り（教育長、課長、校長）・片付け（学教職員：開校式分） |
| 10:00? | 入学式準備（2・3年生徒による。南知多中職員の指示） |

(素案 R5.1 推進委)

南知多中学校へのコミュニティ・スクール導入に向けて

1 今後の日程

令和5年1月	「学校運営協議会規則(素案)」再編委員会で提示 導入に向けてのスケジュール(案) //
2月～3月	学校運営協議会 委員選定準備(各中学校長から意見聴取)
2月～3月	現中学校にて学校評議員への周知
4月	南知多中学校 開校
4月～5月	委員報酬に係る条例案、規則案の作成
6月議会	委員報酬について町議会で承認
7月	「学校運営協議会規則」教育委員会で制定
7月	「地域学校協働活動」実施に向け、要綱、規約を教育委員会で制定
8月	南知多中学校(南知多町内小中学校?)教員に向けての「説明会(研修会)」実施
8月	学校運営協議会 委員の任命
	委員に向けての「説明会(研修会)」実施
9月	第1回 南知多中学校 学校運営協議会の開催

2 組織づくり(第8条関係:委員は20名以内) ※学校(校長)とともに行動していただける委員を!

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 地域住民 | ()名 |
| (2) 保護者 | ()名 |
| ・PTAの代表者等 | |
| (3) 地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター) | ()名 |
| ・まちづくりに関わっている方(各地区の代表者) | |
| ・現再編委員を「候補者」とする | |
| ・「統括コーディネーター」を1名たてる? | |
| (4) 校長 その他の教職員 | 2～3名 |
| ・校長、教頭、他 | |
| (5)(6) 学識経験者 他 教育委員会が適当と認める者 | ()名 |
| ・スポーツ協会、文化協会の代表者等 | |

(1)は「各地区」ではなく、全地域に渡って関わっている方という捉えではどうか(NPO代表など。再編委の公募委員のイメージ?)

【今後の検討事項】

- どのような組織図をイメージするか? ← コーディネーター候補者の意見を聴取
 - ・コーディネーターが各地区の地域学校協働活動を推進(各種団体を結びつけて、理念の共有や実際の活動の実践にあたる)することを考えると、各地区から1名、とするのが南知多町の現状には合っているか?
 - ・その上で、学校からの「窓口」として組織を取りまとめる立場をどのようにするか(代表者を互選? 別途代表者「統括コーディネーター」をたてる?)など、詳細を検討する必要がある。
- 委員報酬を設定する場合、誰に?

(素案 R5. 1)

南知多町教育委員会規則第●号

南知多町学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、南知多町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認める場合には、協議会を置く学校（以下「対象学校」という。）を指定することができる。ただし、教育委員会が2つ以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2つ以上の学校について1つの協議会を指定することができる。

2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民参画の促進及び情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協働の推進に資すること。

(委員の任命等)

第8条 協議会の委員は20人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域住民

(2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員をはじめ、対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長その他の教職員

(5) 学識経験者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項の委員の任命について、当該対象学校の校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を來す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、議事を掌る。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長に報告及び説明を求めることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の第三者に会議への出席を求める意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第17条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行うことができないと認められる場合

(3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条の規定に違反した場合

(3) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができない場合

(4) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和●年●●月●日)